

松江市告示第 147 号

松江市集会所整備事業補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 36 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 25 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金の対象となる事業の内容	補助金交付の対象は、町内会・自治会等が実施する建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業に要した経費とする。ただし、当該事業に係る用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、新築工事に伴う既存建物の解体、撤去及び移転に要する費用、集会所以外の付属建物(物置、管理人住宅、門さく塀等)の建築及び仮設施設に要する費用、備品購入費並びに事務費 <u>その他の附帯経費は、市長が特段の事情があると認めない限り</u> 、補助金	補助金の対象となる事業の内容	補助金交付の対象は、町内会・自治会等が実施する建築整備事業、取得事業、修繕整備事業及び建物賃借事業に要した経費とする。ただし、当該事業に係る用地取得関係費、造成工事費、特殊基礎工事費、新築工事に伴う既存建物の解体、撤去及び移転に要する費用、集会所以外の付属建物(物置、管理人住宅、門さく塀等)の建築及び仮設施設に要する費用、備品購入費並びに事務費_____は_____、補助金

	交付の対象としない。		交付の対象としない。
補助金交付の率又は金額	<p>略</p> <p>(1) 建築整備事業及び取得事業 事業に要した経費の3分の2 <u>以内</u>の額(千円未満は切り捨てる。)とし、700万円を上限とする。</p> <p>(2) 修繕整備事業 事業に要した経費の3分の2 <u>以内</u>の額(千円未満は切り捨てる。)とし、300万円を上限とする。</p> <p>(3) 建物賃借事業 月額賃料(集会所として賃借する建物に付随する土地の賃料を含む)の2分の1 <u>以内</u>の額に補助対象月数を乗じた額(千円未満は切り捨てる。)とし、月額15,000円を上限とする。ただし、敷金、礼金等の保証金、手数料、維持管理費、契約更新に係る費用等を除く。</p>	補助金の _____額	<p>略</p> <p>(1) 建築整備事業及び取得事業 事業に要した経費の3分の2 _____の額(千円未満は切り捨てる。)とし、700万円を上限とする。</p> <p>(2) 修繕整備事業 事業に要した経費の3分の2 _____の額(千円未満は切り捨てる。)とし、300万円を上限とする。</p> <p>(3) 建物賃借事業 月額賃料(集会所として賃借する建物に付随する土地の賃料を含む)の2分の1 _____の額に補助対象月数を乗じた額(千円未満は切り捨てる。)とし、月額15,000円を上限とする。ただし、敷金、礼金等の保証金、手数料、維持管理費、契約更新に係る費用等を除く。</p>
	略		略
終 期	令和4年3月31日	終 期	令和3年3月31日

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。